

岩手県告示第230号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき、農地中間管理機構を次のとおり指定した。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 農地中間管理機構の名称及び住所
 - (1) 名称 公益社団法人岩手県農業公社
 - (2) 住所 盛岡市神明町7番5号
- 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地 盛岡市神明町7番5号
- 3 農地中間管理事業の開始の日 平成26年4月1日